

一宮市

精神障害にも対応した
地域包括ケアシステムの構築に向けた
取り組み

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

- ・令和3年度に中核市に移行し精神保健福祉推進会議を設置。精神障害者の社会復帰及び自立を目的とし、地域課題の共有や体制整備について協議している。
- ・精神障害者は年々増加傾向にあり、それに伴い共同生活援助利用者数も増加しており、地域移行支援については一定の実績はあるが、相談支援事業所や精神科病院等の連携も重要。重度障害者の受け入れ可能なグループホームや相談支援事業所といった社会資源不足の解消に努める必要がある。
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、以下のとおり活動指標を示している（令和6年3月作成 第3次一宮市障害者基本計画・第7期一宮市障害福祉計画・第3期一宮市障害児福祉計画より）

項目	令和2年度 実績	令和4年度 実績	令和8年度 目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	1回	1回
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	0人	14人	18人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援利用者数	2人	2人	3人
精神障害者の地域定着支援利用者数	0人	0人	1人
精神障害者の共同生活援助利用者数	136人	193人	221人
精神障害者の自立生活援助利用者数	0人	0人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）利用者数	17人	25人	30人

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

令和3年4月

- 中核市移行 機構改革により福祉総合相談室を創設
- 難病患者支援、精神保健福祉事業について県の業務移管を受けるとともに、
- 生活困窮者支援、障害児者支援、複合的な相談等を受ける相談窓口として設置
- 家族教室や退院後支援事業を開始。

令和3年7月

- 一宮市精神保健福祉推進会議を初開催
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場として設置
- 地域の精神科医療機関、市関係機関等との連携の場として年1回開催していくこととした。

令和5年7月

- 令和5年度 一宮市精神保健福祉連携会議を開催
- 市関係機関(4課)、包括支援センターといった参加者を追加

令和6年7月

- 令和6年度 一宮市精神保健福祉連携会議を開催
- 参加者に訪問看護ステーションを追加

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

＜昨年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (昨年度当初)	実績値 (昨年度末)	具体的な成果・効果
①保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	年1回	年1回	一宮市精神保健福祉推進会議の開催 精神保健福祉事業の推進について、関係機関で協議を行った。 参加機関 17機関
②普及啓発に係る事業	年1回	年1回	統合失調症家族教室の開催 家族等が疾患についての正しい理解や社会資源の活用等について学ぶ機会を設けた。 参加者 27名
③ピアサポートの活用に係る事業	年1回	年1回	こころの病を持つ方の家族教室の開催 家族会に講師を依頼、家族同士の交流を深め、ピアサポートの効果を高める機会を設けた。 参加者 17名

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

- ・市の福祉部門に精神保健福祉関連事業が設置され、福祉部等の庁内連携が比較的容易であり福祉関連事業との連携ができています。
- ・地区担当制を執り、保健師と精神保健福祉士、社会福祉士が連携して対応している。
- ・障害者基幹相談支援センターや委託障害者相談支援事業の委託担当課であるため、地域の相談支援事業所と密な連携が可能

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)	
連携	福祉総合相談室での精神保健福祉事業について、協議の場において周知し、メンタルヘルスに関する課題に対応する市各課や関係機関との連携を深める必要がある。また今後居住支援に関しても生活困窮担当等との連携を強化していく必要がある。	行政	精神保健福祉推進会議の定期開催
		医療	協議の場への参加
		福祉	協議の場、自立支援協議会等への参加
		その他関係機関・住民等	
普及啓発	正しい知識の普及、精神疾患への理解を促すため、精神障害に関する家族教室の内容の充実を図るとともに、周知方法を拡充していく必要がある。	行政	家族教室の開催と内容の充実
		医療	周知の協力
		福祉	周知の協力
		その他関係機関・住民等	家族会の支援力向上

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (今年度末)	見込んでいる成果・効果
①一宮市精神保健福祉推進会議の開催	年1回	年1回	関係機関相互の理解役割を深める
②統合失調症家族教室の開催	年1回	年1回	正しい知識の普及と家族の支援力向上を図る
③こころの病を持つ方の家族教室の開催	年1回	年1回	ピアサポートの活用と周知

※指標設定が困難な場合は、代替指標や定性的な文言でも構いません。

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための連携状況

【にも包括構築の体制】

- ・協議の場を年1回開催し、精神保健福祉事業に関連する関係機関が参加している。
- ・ケース支援を通じて医療機関や福祉事業所との連携を深めている。
- ・基幹相談支援センターと協働し障害者自立支援協議会を運営し、様々な事業を通じて障害のある方の暮らしを支える仕組みづくりを検討している。

所管部署名	所管部署における主な業務
福祉総合相談室	精神保健福祉事業 生活困窮者自立支援事業 重層的支援体制整備事業

連携部署名	連携部署における主な業務
保健総務課	自殺対策、医療整備
健康支援課	健康相談、母子保健、産後ケア
障害福祉課	障害者基本計画、障害福祉サービス
高年福祉課	認知症施策、高齢者在宅福祉

各部門の連携状況		強み・課題等
保健	自殺対策や母子保健、健康づくり事業を通じてかかわったケースについて必要時連携して対応している。 県保健所に精神科措置入院に関する業務があり、ケースを通じて連携を図っている。	地区担当保健師が個別ケースに対応し、必要時支援機関と連携を取り対応している。 県保健所と定期的に連絡会を開催しており、措置入院者の退院後の支援等について連携しながら対応している。
医療	受診支援や退院後支援の必要なケースを通じて連携を図っている。	市内の精神科病院が協議の場に参加しており、定期的に連携を図ることができる。
福祉	基幹相談支援センターにて地域移行に関する会議等を開催している。自立支援協議会の運営や各種会議などを通じて関係機関との連携を深めている。	地域移行に関する会議を開催し医療機関等と連携を図っている。 基幹相談支援センターに市職員の配置があり、常時情報共有ができる。 重層的支援体制整備事業により各機関との連携や居場所づくり等に活用できる。
その他関係機関・住民等	協議の場に家族会が参加している。	家族会に精神障害者家族相談事業を委託しているため、市で相談内容を把握し連携をとることができる。

※各部門の状況はできるだけ詳しく記載ください

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場の実施状況

名称	協議の場の構成員	開催頻度	実施内容	特記事項等(課題・強み等)
一宮市精神保健福祉推進会議	市内精神科医療機関、訪問看護、県関係機関(警察、県保健所)、労働関係機関(公共職業安定所)、家族会、相談支援機関(障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター)、市関係機関(社会福祉協議会、健康支援課、保健総務課、学校教育課、消防救急課、子ども家庭相談課、障害福祉課、高年福祉課)	年1回	1報告 (1)一宮市精神保健福祉(事業)体系の説明 (2)一宮市の精神保健福祉の現状について説明 (3)令和5年度福祉総合相談室の精神保健福祉事業実績の報告 (4)事例報告 2議事 令和6年度福祉総合相談室の精神保健福祉事業について 3質疑応答	関係機関との連携体制の構築 精神保健福祉事業の理解の促進 家族教室の拡充・周知

【その他事項】 ※協議の場運営における課題や悩んでいる点、アドバイザーに相談したい事項など、自由に記載ください

8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けたスケジュール（今年度）

短期目標 (今年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題に応じた連携体制の構築 ・精神障害等に関する普及啓発を支援者向けに実施 ・居住支援に関する情報の共有 	
スモール ステップ	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉推進会議の参加者に子ども家庭部などの庁内関係課を追加する。 ・家族教室の参加象対象に支援者を新たに追加する。 ・居住支援に関する勉強会等に参加し情報共有を行う。 	
時期(月)	実施内容	具体的な取組
令和6年5月	ピアサポート	こころの病を持つ方の家族教室を開催
令和6年7月	協議の場	令和5年度 一宮市精神保健福祉推進会議を開催
令和7年3月	普及啓発	統合失調症家族教室を開催、家族以外に支援者も参加対象とする。